

川上 由里子さん
ケアコンサルタント

介護による離職・転職者は40～50代を中心に年間14万人（2007年、総務省調査）

に上ります。仕事と介護の両立を支援する制度やサービスをj知って、いざというとき上手に活用しましょう。

育児・介護休業法では、通算93日まで仕事を休むことが

できます。た

だし法律に給

与の規定はな

く、休業中の

所得保障とし

ては、雇用保

険から休業前

の賃金の40%

休業法や支援制度を活用

に相当する給付金が支給されます。また、この93日の間で

あれば、時間短縮勤務をすることもできます。ほかに、1

日単位で年5日取得できる介護休暇もあります。

介護休業期間の延長など法定を上回る制度を設けている

企業や、共済会による見舞金

や貸付制度、介護サービスの

利用料補助などを行っている

場合もあるので、自分が勤める

会社の支援制度を確かめて

おきましょう。ハンドブック

などで情報発信している企業もあります。

地域の介護情報については、親の居住地の自治体や地

域包括支援センターで調べられます。独立行政法人福祉医

療機構の総合情報サイト（<http://www.wam.go.jp/>）

も便利です。親が遠方に住ん

でいる場合は、各種の見守り

サービスや緊急通報サービス

を利用するなど、いざという

ときの連絡手段を確保してお

くことも大切です。